

【機密性2】

神労発総0513第2号
令和4年5月13日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

労働保険手続等に係る電子申請及び口座振替制度の利用促進について(依頼)

平素から労働行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、年間10万以上の手続を含む事業の全てにおいて、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされ、厚生労働省では「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定したところです。

労働保険関係手続の電子申請については、平成22年1月から総務省電子申請システム(e-Gov)に統合されているところですが、法人共通認証基盤(GビズID)での対応も可能となり、労働保険手続の一部について、電子証明書を添付せず申請が可能であること、現時点では取得に係る費用も無料で、有効期限が定められていないことから、利便性につながるため利用促進を図っているところであります。

また、政府全体で行政手続コストを削減するため、令和2年4月からは、特定の法人については、年度更新の申告等は電子申請が義務化されており、当局におきましても、各種講習会等において周知広報を行うことのほか、今年度は当課及び厚木労働基準監督署の2か所に電子申請体験コーナーを常設して、電子申請の利用促進に取り組むこととしております。

労働保険料の口座振替制度につきましては、利用することで金融機関の窓口へ行く手間が解消され、翌支払期以降も継続して口座振替による納付となること、振替手数料も不要で、法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大約2か月のゆとりができるなどのメリットもあり、特に電子申請と口座振替を併せて御利用いただくことで、より一層の利便性を享受することが可能となります。

つきましては、電子申請及び口座振替制度の利用促進に関する貴会の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。併せて、電子申請に係るリーフレットをお送りさせていただきますので、広報棚への配架等による会員の皆様方への周知につきましても、特段の御配慮を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

- ※ 電子政府の総合窓口 (e-gov) <https://www.e-gov.go.jp/>
- ※ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

総務の仕事に、 鉄腕あらわる。

毎年、イチから申請するなら、
そろそろ「紙」より
「電子」でしょ？

ゆくぞ！スピード申請＆コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に！ *詳しくは裏面で

Q 労働保険 電子申請



無料で取得可能なID・パスワード(GビズID)で 電子証明書がなくても電子申請が可能に!



GビズIDでさらに便利に。

1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる!

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続きすることができます。またGビズIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GビズIDに対応している
手続についてはこちら»



gBizID プライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

gBizID メンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等^{※1}に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。^{※2}

^{※1} 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。

^{※2} 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

「gBizID プライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成の手順

① 事前準備

- スマートフォン・携帯電話 ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印 法人 — 印鑑証明書、登録印
個人事業主 — 印鑑登録証明書、登録印

② 申請書作成

「GビズID」のTOPページから、「gBizID プライム作成」をクリック!
遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

③ 郵送

②で作成した申請書に押印し、①で用意した印鑑証明書を添えて
「GビズID運用センター」に郵送してください。

申請書作成は「GビズID」TOPページから



GビズIDのTOPページはこちら»
<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、
e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら»



申請の事前準備をはじめよう。



チェック1 電子証明書を用意します。

※ GビズIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です(一部手続を除く)。

チェック3 ブラウザの設定を確認します。

- 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらに便利です。
- 対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。

チェック2 アカウントの準備を行います。

チェック4 アプリケーションをインストールします。

